

〈記入例②〉 退職後、普通徴収に切替える場合（一括徴収ができず、未徴収税額を本人が納付する場合）

該当する年度に必ず〇をつけてください。

受付印		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		②異動(退職・転勤・休職など)があった場合は、翌月10日までに提出してください。		年度		1. 令和6年度		2. 令和7年度		3. 両年度			
(宛先) 今治市長		所在地 〒794-0042 今治市旭町〇丁目1番地〇		特別徴収義務者指定番号		0 2 0 0 0 0 0 0 0 0		担当 連絡先		所属		総務課 経理係			
令和 6 年 11 月 5 日提出		フリガナ ヨウゲンガイシャ ムツショウカイ		氏名		今治 太郎		氏名		今治 太郎		電話番号		0898-00-0000	
フリガナ イマバリ サクラコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
氏名 今治 桜子		6 月から 11 月から		10 月まで 5 月まで		令和 6 年 10 月 31 日		1 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払小額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
生年月日 昭和 55 年 3 月 3 日		特別徴収税額 (年税額) 12,000 円		徴収済額 5,000 円		未徴収税額 (ア)-(イ) 7,000 円		異動年月日 令和 6 年 10 月 31 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払小額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
個人番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		住所 今治市別宮町〇丁目4番地1		住所 松山市〇番町1丁目〇番地〇											
受給者番号 1															

※ 未徴収税額(ウ)の徴収方法(該当する以下1、2、3のいずれかの場合)を必ず記入してください。

1. 特別徴収継続の場合		(ア)・・・異動された方の1年間の税額を記入してください。		(イ)・・・特別徴収税額を何月分から何月分までいくらか徴収したかを記入してください。		(ウ)・・・残りの税額(ア)-(イ)を記入してください。		新しい勤務先へは、割額 _____ 円を _____ 月分(10日納入期限分)から徴収し、 _____ するよう連絡済みです。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		特別徴収義務者指定番号		所在地 〒		フリガナ		氏名	
						名称 (氏名)		電話番号	
								右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

1月1日から4月30日までの間に退職した人については、本人の申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収することが義務付けられていますので、原則未徴収税額を一括徴収し、普通徴収としないでください。

死亡退職のときは、相続人代表者の住所・氏名などを記入してください。

※退職の日が1月1日～4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5)

3. 普通徴収の場合		理由		住所 〒		氏名		電話番号	
1 右から番号を記入		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		住所		氏名		電話番号	
		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		氏名		死亡者との関係			
		3. 死亡による退職であるため		電話番号					

※ 控えが必要な場合は「〇」を記入してください。控えは変更通知書と一緒に送付いたします。お急ぎの場合は返信用封筒を同封してください。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出をお願いします。